

1. 政策及び 15 年度重点施策等

政策	効果的なオフサイト・モニタリングの実施
15 年度重点施策	総合的な監督指針（監督ハンドブック）作成・実施 《保険》アクチュアリーを活用した効果的なオフサイト・モニタリングの実施 《証券》オフサイト・モニタリングの運用の定着
参考指標	報告徴求の拡充及び分析等の実施状況 報告計数にかかる分析等の実施状況

2. 政策の目標等

法定任務	金融機能の安定
基本目標	金融機関が健全に経営されていること
重点目標	金融機関のリスク管理態勢が確立されていること

3. 政策の内容

検査と検査の間の期間においても、継続的に情報の収集・分析を行い、金融機関の業務の健全性や適切性に係る問題を早期に発見するとともに、必要に応じて行政処分等の監督上の措置を行い、問題が深刻化する以前に改善のための働きかけを行っていくことが重要です。このため、金融機関に対して定期的・継続的に経営に関する報告を求める等により、金融機関の業務の状況を常に詳細に把握するとともに、金融機関から徴求した各種の情報の蓄積及び分析を迅速かつ効率的に行い、経営の健全性の確保等に向けた金融機関の自主的な取組みを早期に促しています。

4. 現状分析及び外部要因

金融機関をとりまく様々なリスクが高まる中、金融機関の経営の健全性の状況を継続的・定量的に把握する重要性が高まっていることから、金融庁では、平成 11 年度より、それまでの財務会計情報に加え、金融機関の市場リスク、流動性リスク、信用リスクの状況等について報告を求めるなど、オフサイト・モニタリングの強化に努めています。

また、従来 of 早期是正措置及び早期警戒制度に加え、コーポレートガバナンスや経営の質、業務の適切性、地域貢献が収益力・財務の健全性に与える影響等の観点も取り入れた、より多面的な評価に基づく総合的な監督体系の確立を図ることが求められていま

す。

5. 事務運営についての報告及び評価

(1) 事務運営についての報告

《預金取扱金融機関》総合的な監督指針（監督ハンドブック）作成・実施

「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」に基づき、平成 16 年 5 月に「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」（監督ハンドブック）を策定・公表しました。この指針は、中小・地域金融機関の監督について、新たにコーポレートガバナンスや経営の質、業務の適切性、地域貢献が収益力・財務の健全性に与える影響等の観点も取り入れた、より多面的な評価に基づく総合的な監督体系を確立したものです。これにより、オフサイト・モニタリングを行う上での着眼すべき項目を体系的に整理しました。

《保険》アクチュアリーを活用した効果的なオフサイト・モニタリングの実施

アクチュアリーを活用し、決算分析を始めとした各種経営指標の分析の高度化を図りました。

《証券》オフサイト・モニタリングの運用の定着

従来から、毎期の決算に基づく報告（営業報告書等）のほか、証券取引法上の健全性指標である自己資本規制比率、主要勘定残高表等について月次で報告を求め、財務の健全性を中心としたチェックを行っていますが、15 事務年度には証券会社の業務特性を踏まえたモデルごとの分類を行うなど、証券会社自身によるリスク管理の強化の促進等に努めました。

モニタリング・システムの整備

限られた人員・予算の下で、金融機関に対して有効なオフサイト・モニタリングを行うためには、報告・分析の対象となる情報の処理をコンピュータ・システムで効率的に行うことが不可欠であり、順次システムの改良を進めています。

15 事務年度においては、16 年 9 月期の開始に向けて再構築中の預金取扱金融機関を対象としたシステムについて、業界団体や各金融機関のコメント等を踏まえつつ、監督上必要な項目の追加、不必要となった項目の廃止等、徴求するデータ項目の見直しを行いました。

(2) 評価

《預金取扱金融機関》総合的な監督指針（監督ハンドブック）の作成・実施
監督ハンドブックを策定・公表し、同指針に基づき、効率的・効果的なオフサイト・モニタリングを適切に実施することにより、従来の財務の健全性等の観点に加え、事務リスク、システムリスク、新たに地域貢献等の観点も取り入れた多面的な評価に基づく総合的な監督行政の確立が図られるものと期待されます。

《保険》アクチュアリーを活用した効果的なオフサイト・モニタリングの実施
アクチュアリーを活用し、決算分析を始めとした各種経営指標の分析の高度化を図ることにより、オフサイト・モニタリングの分析手法の改善や報告内容の拡充が図られました。それに基づき必要と認められる保険会社に対しては、ヒアリング等を通じて問題等の指摘を行い、改善を促す体制を整備したことにより、監督行政の更なる充実が図られました。

《証券》オフサイト・モニタリングの運用の定着
証券会社の業務特性を踏まえたモデルごとの分類の実施等により、証券会社自身によるリスク管理の強化の促進等に努めたことにより、モニタリングの充実・強化が図られ、監督行政の更なる充実が図られました。

モニタリング・システムの整備

新システムはオンラインでのデータ徴求が可能となり、加えて財務事務所まで展開されるよう設計していることから、迅速なデータ処理ができるようになることに加え、財務事務所での地域金融機関への深度あるモニタリングをよりタイムリーに行うことが可能となります。

また、新B I S規制の導入等、新たな行政課題に対応できるよう、柔軟性・拡張性のあるモニタリング・システムの構築を目指し設計を行っています。

これらのモニタリング・システムの整備は、監督手法の更なる向上に寄与するものと考えます。

6. 今後の課題

金融機関の業務の多様化、平成17年4月に予定されているペイオフ解禁拡大を見据え、今後、金融機関の健全性について、より迅速かつ多角的に把握し、改善を促していくための取組みが必要と考えられます。

平成15年5月31日に策定した「中小・地域金融機関向けの総合的な監督方針」において、システムリスクを監督上の評価項目として新たに設け、セキュリティ対策、シス

テム監査、システム統合リスク等に関する監督上の対応を整理したところであり、同方針に基づき適切に対応します。

今後とも、オフサイト・モニタリングについて、より精密・迅速な分析を行うとともに、分析結果を踏まえて的確な措置を講ずる等、その充実・強化が必要です。

また、18年末から実施が予定されている新B I S規制に先立ち、17年末には金融機関が新規制に基づく試行計算を行うこととされています。金融庁においては、試行計算結果を踏まえて新たなリスク管理手法に沿った監督が必要となるため、徴求様式の変更等を含めコンピュータ・システムの機能強化が必要と考えます。こうしたオフサイト・モニタリングに必要なシステム整備等のため、17年度予算について予算要求及び機構定員要求を行う必要があります。

7. 当該政策に係る端的な結論

政策の達成に向けて成果が上がっていますが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組み(金融機関の財務の健全性や業務の適切性について迅速かつ多角的に把握し、改善を促していくための取組み)の充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要があります。

8. 学識経験を有する者の知見の活用

政策評価に関する有識者会議

9. 注記(政策効果の把握方法又は評価に使用した資料等)

〔政策効果把握方法〕

政策効果は、オフサイト・モニタリングの報告計数にかかる分析等の実施状況、モニタリング・システムの整備状況等を参考にしつつ、把握に努めました。

〔使用資料等〕

- ・ 中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針

10. 担当部局

監督局総務課監督調査室、総務課協同組織金融室、銀行第1課、銀行第2課、保険課、証券課、総務企画局 総務課情報管理官室